

中津川市地域防災計画

～総則編～

令和8年3月改訂

中津川市防災会議

目 次

第1章 総則編	1
第1節 計画の目的、性質	1
1 計画の目的	1
2 計画の性質	1
第2節 実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	5
1 基本方針	5
2 実施責任	5
3 処理すべき事務又は業務の大綱	6
(1) 中津川市	6
(2) 指定地方行政機関	6
(3) 自衛隊	9
(4) 県	9
(5) 指定公共機関	10
(6) 指定地方公共機関	11
(7) その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者	12
(8) 地域の組織	13
第3節 市地域の自然的条件	14
1 位置・面積	14
2 地形	14
3 気象	14
4 地震被害の特色	15
5 活断層の概要	15
6 海溝型地震	15
7 大規模土砂災害	15
第4節 被害想定等	16
1 気象災害等	16
2 想定される地震	16
3 地震被害の想定	20
第5節 市災害対策本部の組織	22
1 系統	22
2 編成	23
3 分担任務	24
【別表】分担任務表	27

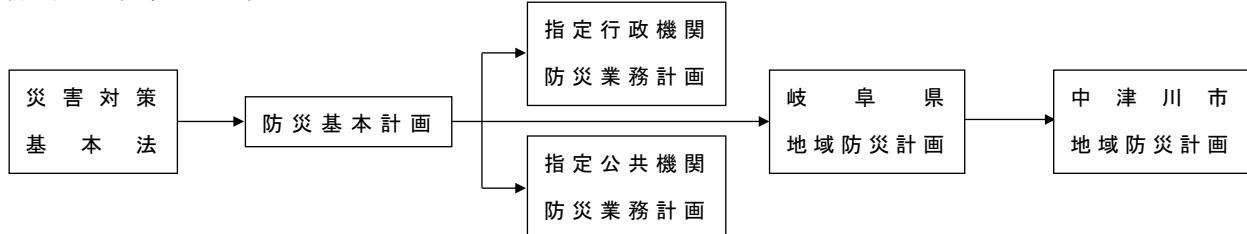
第1章 総則編

第1節 計画の目的、性質

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、中津川市防災会議が中津川市の地域にかかる防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、市の地域、並びに地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

〔計画の位置づけ〕



2 計画の性質

(1) 他計画との関係

この計画は、国の防災基本計画に基づき、市の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、他の計画等で定める防災に関する部分はこの計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画又は岐阜県地域防災計画に抵触するものでもない。

(2) 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

(3) 計画の内容

「風水害等対策編」は、市の地域における気象、地勢、地域的特性等によって起こりうる豪雨、地すべり、洪水、暴風等の対策に関し、「地震対策編」は、東日本大震災をはじめとした海溝型地震及び阪神・淡路大震災、平成16年新潟県中越地震、平成19年新潟県中越沖地震といった内陸型地震を対象とし、「事故災害対策編」は、大規模な事故災害の対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

ア 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに市災害

対策本部の設置

イ 防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練、防災上重要地域の調査・指定、
その他の災害予防計画

ウ 災害応急に関する次の計画

(ア) 防災組織の運用に関する計画

(イ) 災害輸送、通信及び災害対策要員に関する計画

(ウ) 自衛隊災害派遣要請に関する計画

(エ) 災害情報に関する計画

(オ) 災害防除に関する計画

(カ) 災害者の救助保護に関する計画

(キ) 災害時における教育に関する計画

(ク) 災害警備に関する計画

(ケ) その他災害時における応急対策の計画

エ 災害の復旧に関する計画

オ その他必要な計画

(4) 計画の周知・運用

この計画は、市その他防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、平素から研究、訓練を行う等してこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知徹底を図り、計画の効果的な運用ができるよう努めるものとする。また、計画の具体的実施にあたっては、市その他防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるよう努める。

なお、同時又は連續して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性についても認識するものとする。

県、市は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。さらに、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、住民に周知・啓発を図るものとする。

県、市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

県、市は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

(5) 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- ア 市本部とは、中津川市災害対策本部をいう。
- イ 市支部とは、中津川市災害対策本部の支部をいう。
- ウ 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- エ 県支部とは、岐阜県災害対策本部の恵那支部をいう。
- オ 市計画とは、中津川市地域防災計画をいう。
- カ 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- キ 市本部長とは、中津川市災害対策本部長をいう。
- ク 市支部長とは、中津川市災害対策本部の支部長をいう。
- ケ 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- コ 県支部長とは、岐阜県災害対策本部の恵那支部長をいう。
- サ 防災関係機関等とは、国、県、市及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者並びに協力機関をいう。
- シ 災対法とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- ス 災害時とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- セ 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、崖崩れ、土石流、豪雪、地震、その他異常な自然現象をいう。
- ソ 事故災害とは、大規模な火災もしくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大規模流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。
- タ 要支援者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。

なお、本計画中次の組織名称は、災害対策本部設置の如何により、それぞれ次とおり読みかえるものとする。

災害対策本部設置	災害対策本部不設置時（平常時）
市本部	中津川市（総務部防災安全課）
市本部長	中津川市長
市本部○○部○○班	中津川市○○部○○課
市現地本部	中津川市（総務部防災安全課）
市支部	中津川市の各総合事務所 各地域事務所
市支部長	中津川市の各総合事務所長 各地域事務所長
市本部事務局	中津川市総務部防災安全課
市本部連絡員室	〃
県本部	岐阜県（防災課）
県本部長	岐阜県知事
県本部○○部○○班	岐阜県○○部○○課
県支部	恵那県事務所（振興防災課）
県支部長	恵那県事務所長
県支部○○班	恵那県事務所管内の県現地機関
県現地本部	岐阜県（防災課）

第2節 実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本方針

災害対策の実施に当たっては、国、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、県及び市を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進することで、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

2 実施責任

(1) 中津川市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

(6) 住民

災害時において、関係機関の活動が遅延し、阻害されることが予想されるため、住民は、「自らの命は自らで守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の下に、平常時より災害に対する備えを行うとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

特に、住民は、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する運動を開なければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力する等、住民は、防災への寄与に努めなければならない。

(7) 事業者

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の防災活動の推進に努める。

3 処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

(1) 中津川市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査、報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大防止 5 救助、防疫等、り災者救助、保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災市営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害対策要員の動員、雇用 11 災害時における交通、輸送の確保 12 被災施設の復旧 13 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 14 防災活動推進のための公共用地の有効活用 15 その他災害対策

(2) 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
岐阜県警察本部 (中津川警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内各警察署内の災害警備活動の指導・調整に関すること 2 管区内各警察署及び県内防災機関との連携に関すること 3 県内各警察署の相互援助の調整に関すること 4 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること 5 情報の収集及び連絡に関すること

東海財務局 岐阜財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 立会関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共土木、農林水産業、公立文教、公営住宅等、法律補助による災害復旧事業費査定立会 (2) その他予算補助による災害復旧事業費査定立会 2 証券関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 届出印鑑喪失時の可能な限りの便宜措置の要請 (2) 有価証券喪失時の再発行手続きの協力要請 (3) 預かり有価証券の売却・解約代金の即日払い申出時の可能な限りの便宜措置の要請 3 融資関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方公共団体の災害復旧事業債の融資 (2) 地方公共団体に対する短期資金の融資 4 金融関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害関係の融資に関する措置の要請 (2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置の要請 (3) 手形交換、休日営業等に関する措置の要請 (4) 生保及び損保保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置の要請 (5) 営業停止等における対応に関する措置の要請 5 国有財産関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害の応急措置又は地震防災応急対策の用に供する財産の無償貸付又は使用許可 (2) 激甚指定を受けた地域の学校施設（小学校、中学校又は特別支援学校）の用に供する財産の無償貸付 (3) 災害の防除又は復旧を行う者に対する条件付売払又は貸付 (4) 被災を受けた貸付財産の貸付料の減額 (5) 普通財産の被害状況の把握、現地調査 (6) 県内未利用地の情報提供、有効活用 (7) 被災債務者に対する履行期限を延長する特約措置
東海農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進 2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集 3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導 4 被災地における農産物等の病害虫防除に関する応急措置についての指導 5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導 6 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置 7 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等 8 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導 9 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

中部森林管理局 (東濃森林管理署)	<p>1 國土保全事業の推進</p> <p>(1) 治山事業の充実</p> <p>(2) 保安林の整備とその適正な管理</p> <p>2 災害予防対策</p> <p>(1) 森林施業に当たり防災措置を考慮する。</p> <p>(2) 山腹崩壊、土砂流出等、災害発生危険箇所や点検と予防対策</p> <p>(3) 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策</p> <p>(4) 国有林野の火災防止対策</p> <p>3 災害応急対策</p> <p>(1) 災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣</p> <p>(2) 災害応急又は災害復旧用資機材の貸付</p> <p>(3) 災害復旧用材（木材）の備蓄及び供給</p> <p>4 災害復旧対策</p> <p>国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧は、それぞれ法令等に従って実施する。</p>
中部経済産業局	<p>1 災害情報の収集及び伝達</p> <p>2 電力及びガスの安定的な供給の確保</p> <p>3 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整</p> <p>4 被災中小企業に対する資金の融通等の措置</p> <p>5 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣</p>
中部近畿産業保安監督部	<p>1 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導</p>
中部運輸局	<p>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>2 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p> <p>3 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>4 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>5 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者もしくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>6 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>7 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>8 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>9 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>10 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する措置を講ずる。</p> <p>11 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被災した地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握や、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>

気象庁（岐阜地方気象台）	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 火山防災情報の発表・伝達 5 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 6 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制管理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理 3 被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 4 各種非常通信協議会の実施及び指導 5 非常通信協議会の育成指導 6 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
岐阜労働局	1 事業場における労働災害の防止 2 化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保及び管理体制の整備 3 大雨・地震等、悪天候時における高所作業、ずい道工事等の即時中止、退避等、作業者の安全確保 4 救出・復旧工事等、緊急作業時における労働災害防止
中部地方整備局 (多治見砂防国道事務所 中津川出張所)	1 施設の整備と防災管理 2 水防のための警報等の発表、伝達と水害、土砂災害応急対策 3 被災施設の調査と復旧 4 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報の伝達

(3) 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	1 防災に関する調査推進 2 関係機関との連絡調整 3 災害派遣計画の作成 4 防災に関する訓練の実施 5 災事情報の収集 6 災害派遣と応急対策の実施

(4) 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査、報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大防止 5 救助、防疫等、り災者救助、保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定

	7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災県営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害時における公安の維持 11 災害対策要員の動員、雇用 12 災害時における交通、輸送の確保 13 災害時における防災行政無線通信の防護と統制 14 被災施設の復旧 15 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用
--	--

(5) 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害時における緊急通話の取扱い 3 被災施設の調査と復旧
日本赤十字社岐阜県支部 中津川市地区	1 医療、助産、保護の実施 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の募集配分
中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社	1 ダム施設等の整備と防災管理 2 災害時の電力供給 3 被災施設の調査と災害復旧
東海旅客鉄道株式会社	1 鉄道施設の整備 2 電気通信施設及び電力施設の整備 3 列車の運転規制に係る措置 4 う回輸送等、輸送に係る措置 5 列車の運行状況等の広報 6 鉄道施設等の応急復旧 7 鉄道施設等の災害復旧
日本通運株式会社	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資及び人員、輸送の確保 3 被災地の交通の確保
中日本高速道路株式会社	1 高速道路等施設の整備と防災管理 2 被災施設の調査と復旧
水資源機構	1 水資源機構の整備と防災管理 2 被災施設の調査と復旧
日本放送協会	1 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 放送施設の保守

日本郵便株式会社 東海支社	<p>1 災害時における郵政事業の運営の確保</p> <p>(1) 郵便の運送、集配の確保</p> <p>(2) 郵便局における電信電話業務の取扱いの確保</p> <p>(3) 郵便局の窓口業務の維持</p> <p>2 災害の態様及び公衆の被災状況等、被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</p> <p>(1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>(2) 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分</p> <p>(3) 被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社にあてる救助用物資を内容とする小包郵便物の料金の免除</p> <p>(4) 災害関係電報電話料金の免除等</p> <p>(5) 為替貯金業務及び簡易生命保険、郵便年金業務の非常取扱い</p> <p>(6) 簡易保険郵便年金福祉事業団による災害医療救護</p> <p>(7) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金による災害融資</p>
------------------	--

(6) 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人岐阜県エルピーガス協会	<p>1 ガス施設等の整備と防火管理</p> <p>2 災害時のガス供給</p> <p>3 被災施設の調査と災害復旧</p>
一般社団法人岐阜県トラック協会	<p>1 安全輸送の確保</p> <p>2 災害対策人員、輸送の確保</p> <p>3 被災地の交通の確保</p>
中部日本放送株式会社、名古屋放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、株式会社岐阜放送、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社岐阜新聞社、株式会社中日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社中部経済新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、社団法人共同通信社、株式会社日刊工業新聞社	<p>1 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底</p> <p>2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底</p> <p>3 社会事業団等による義援金の募集、配分</p>
土地改良区	<p>1 農業用ため池等の施設の設備と防災管理</p> <p>2 たん水防除施設の整備と防災管理</p> <p>3 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧</p>
岐阜県水防協会	<p>1 水防施設、資材の整備と防災管理</p> <p>2 水防計画の樹立と訓練</p> <p>3 水防施設</p>
恵那医師会、中津川歯科医師会、中津川薬剤師会	<p>1 医療及び助産活動の協力</p> <p>2 防疫その他保健衛生活動の協力</p> <p>3 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理に関すること</p>
岐阜県看護協会	看護師の派遣の協力

中津川市社会福祉協議会	1 ボランティア活動の推進 2 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
中津川市生活協同組合連合会	物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力
日本水道協会岐阜県支部	1 災害による水道施設被害の調査報告 2 災害の防除と被害の拡大防止 3 被災施設の応急対策と復旧 4 応急給水に関すること
日本下水道協会岐阜県支部	1 災害による下水道施設被害の調査報告 2 災害の防除と被害の拡大防止 3 被災施設の応急対策と復旧
岐阜県環境整備事業協同組合	1 被災地域の清掃等に関すること 2 無償による災害一般廃棄物の収集運搬に関すること 3 被災した下水道施設等の復旧のために必要な巡視、点検、清掃、修繕
一般社団法人岐阜県建設業協会	1 被災住宅の応急修理に関すること 2 被災者の救出支援 3 道路、河川、その他の施設の応急復旧 4 緊急輸送道路の確保のための措置
一般社団法人岐阜県警備業協会	1 災害時における交通誘導業務 2 避難場所等の警戒活動
公益社団法人岐阜県バス協会	災害時における自動車による人員の緊急輸送

(7) その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
農業協同組合、森林組合等	1 市町村本部が行う農林関係の被害調査等、応急対策への協力 2 農産物、林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林家に対する融資又はそのあっせん 4 農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧 5 飼料、肥料等の確保又はあっせん
病院等管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における病人等の収容及び保護 3 災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
共同募金	義援金品の募集、配分
商工会、商工会議所	1 市町村本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資・復旧用資材の確保についての協力、あっせん
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置

学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災者における教育の対策 3 被災施設の災害復旧
女性、青年組織等	1 災害義援金品の募集についての協力 2 炊出しその他り災者の救助保護等についての協力
観光協会等	1 観光関係の被害調査その他についての協力 2 観光施設、キャンプ場の災害対策 3 災害時における観光客の対策
高圧ガス取扱機関	1 高圧ガスの防災管理 2 災害時における高圧ガスの供給
火薬取扱機関	火薬の防災管理
ガソリン等危険取扱機関	1 ガソリン等、危険物の防災管理 2 災害時におけるガソリン等の供給
区長会	1 住家等一般被害状況等の調査についての協力 2 災害義援金品の募集についての協力 3 炊出しその他り災者の救助保護等についての協力
協同組合中津川建設協会	災害時における道路、河川、橋りょう等の復旧についての協力
中津川市旅館・ホテル同業組合	災害時における被災者、応援協力者等の宿泊についての協力
中津川市管工事協同組合	1 被災時における水道施設の被災調査及び復旧についての協力 2 被災時における水道水の供給についての協力
生活必需品調達機関	被災時における食料品、日用雑貨等の供給についての協力
ゴルフ場経営者	1 災害時における防災情報通信機能の確保 2 災害時における臨時ヘリポートの設置及び被災者の救援活動

(8) 地域の組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自治連合会、 自主防災組織、 防災士会等	1 自主防災の体制整備 2 防災思想、防災知識の普及 3 地域特性を考慮した各種防災訓練の実施 4 災害時の組織的な情報収集と伝達等 5 災害時の自主防災活動の実施 6 その他市の行う防災対応への協力

第3節 市地域の自然的条件

1 位置・面積

本市は、岐阜県の東南端に位置し、東は長野県、西は加茂郡、南は恵那市、北は下呂市と接し、東西約 28km、南北約 49km の広さを有する。

また、本市の面積は、676.45 km²であり、うち森林面積が約 8 割を占めている。

2 地形

本市は、飛騨山脈、木曽山脈に挟まれ、山々を縫うように流れる木曽川とその支流、その流れに沿うように集落が連なる、中山間地域である。

中津地域	当地域の南には、中央アルプス最南端の主峰恵那山(2,190m)を中心に、西へ鯉子山、焼山、天狗森山、三森山等が連なり、北へは富士見台、南沢山、男たい山等屏風状の山々が続いている。これらの山々は、風化した花崗岩から成り、特に恵那山、前山の崩壊が著しく、これを源流とする中津川、落合川、阿木川等の冲積地に、中津、落合、神坂、阿木等の市街地が開けているが、段丘も多く、盆地状の地形となっている。木曽川を隔てて、北側に位置する苗木地区は高峰山から南方へ緩やかな傾斜をなして木曽川へ落ち、坂本地区は南に保古山を中心とするやや低い山並みが西へ延び、これから北への緩斜面で形成されている。
山口地域	当地域の大部分は木曽山脈西麓の山地帯であり、集落は高土幾山麓系から木曽川に向かって西に傾斜しており、平地が少ない。居住地や耕地は、海拔 300m 付近の木曽川沿いの一部の平地を除き、ほとんどが傾斜地帯にある。
坂下地域	当地域は、木曽山脈の分脈高土幾山、梵天山、飛騨山脈の余波、城根山、後山、松山、高峰山(海拔 700~945m)の山々に囲まれた渓谷盆地に開け、総じて起伏に富み、平地が少ない。地域の東端を流れる木曽川本流とその支流川上川に囲まれた一帯が集落や農用地を細長く形成している。
川上地域	当地域の最北端には奥山界山(1,810m)、東西にも山岳群がそびえており、その奥山界山を源流とする川上川は、地域の中央部を南へ流れ、坂下地域で木曽川に注いでいるが、僅かに開けているのはこの川の流域で、両岸に耕地と人家が点在し、南北に 11 の集落を形成している。
加子母地域	当地域の北端の山中に発し地域を貫流する加子母川に、ほぼ平行して国道 257 号が縦貫し、沿って帯状に長い集落を形成している。上流の小郷集落で海拔 720m、下流の角領集落で 430m の北に高く南に低い地域である。
付知地域	当地域の北東部は、飛騨山脈の西端に直角に交差する阿寺山脈があり、夕森山、出の小路山、奥三界岳、雨乞棚山等いずれも阿寺山脈に属し、山岳地帯となっている。西部は、海拔 600m ほどの丘陵地帯が続き、この東西の地帯を分けて北から南へ緩やかな傾斜の細長い平坦地が開けている。このほぼ中央を南下している付知川は、福岡地域を経て木曽川本流に注いでいる。
福岡地域	当地域は、南北に約 20km、東西方向に約 10km の広がりをもつ南北に細長い地形で、北には三界山(1,595m)、西には二ツ森山(1,223m)がそびえ立ち、中心部を付知川が渓谷をなして北より南に貫流し、幾多の支流を集めて木曽川に合流している。地域の約 78%を山林が占めており、付知川に沿って集落や耕地が点在している。
蛭川地域	当地域は、北、東及び西の三面が山に囲まれた亜盆地を形成し、西及び北東部は傾斜が急であるが地域の中央部に向かって、暫時なだらかな地形を示している。地域の中央には、北から南へ向かって和田川が流れ木曽川に注いでいる。この川の沿岸及び低地に起伏する丘陵の間に集落が点在し、耕地が開けている。

3 気象

本市は、内陸型高冷地気候に属し、年平均気温は 14℃ 前後で市の南北で 1 ~ 2 ℃ の気温差がある。年間降雨量は、2,000mm 前後と多雨であり、夏は南東の季節風が吹き温暖

であるが、冬は北西の季節風が強く、冷え込みの厳しさに比べ降雪は少ない。市の最北端、飛騨地方に隣接する加子母地域では山岳地帯特有の雷雨及び梅雨前線による集中豪雨により、年によっては 3,000mm（年間）を超える降雨量があり、また、冬期も年により 1 m におよぶ積雪がある。

4 地震被害の特色

ア 山間部

山間部では、断層の活動に伴う地震の影響をもろに受け、震央や断層沿いでは、大地震であれば大規模な山崩れや土石流による壊滅的被害を受けるところが随所にあらわれ、中地震であっても土砂崩れや落石による被害を受ける可能性がある。

イ 平野部

平野部は、山間部に比べ地震による被害が大きいと思われる。特に沖積層の厚く堆積したところの地盤は軟弱であり、大きな被害を受けるものと予想される。

また、平野部では、住宅や工場等の施設が密集し集積しているが、これらの中には、極めて軟弱な地盤でありながら、戦後、住宅や工事が建設されたところが多々あり、地震災害の潜在的な被害主体が以前に比べて著しく増大している。

5 活断層の概要

断層は、従来、地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考え方であったが、近年、地震断層が発見されて、「最近の地質時代に活動した証拠があり、今後も繰り返し大地震を発生させる可能性があると判断される断層」つまり活断層が、地震発生と密接な関わりを持っていることが明らかになった。

なお、本市に影響を及ぼすとされる活断層の内容については、後述する。

6 海溝型地震

日本列島付近では、太平洋プレート、フィリピン海プレート、ユーラシアプレート及び北米プレートの 4 つのプレートが相接しており、それらの境界部が、日本海溝、相模トラフ、南海トラフとなっている。

太平洋プレートは、毎年数センチの速さで西に進行し日本列島の下に沈み込んでいる。一方、フィリピン海プレートは、北西に進行してユーラシアプレートに沈み込んでおり、このような海洋地殻の沈み込みによりユーラシアプレートの端に歪エネルギーが次第に蓄積していく。この歪力による変形がある極限に達すると、元の状態に戻ろうとする力が急激な破壊を起こす。これが、日本の太平洋近海で発生する巨大地震の原因であり、本市も東海沖や南海沖に発生する海溝型地震の影響を受け、大災害を引き起こすことが考えられる。

7 大規模土砂災害

本市山間部の花崗岩類・濃飛流蛇紋岩類の溪流域などにおいて、深層崩壊が発生する可能性のあるエリアがあり、なかには活断層沿いにも存在する。本市では、降雨や地震に伴う深層崩壊の可能性が比較的高いといえる。

第4節 被害想定等

1 気象災害等

(1) 水害

本市の地勢的条件から、中津地域においては恵那山系から急傾斜地を流下する河川による水害が多く、今までの被害状況も水害によるものが最も多く、人命の被害、家屋、耕地の流埋没あるいは道路、橋梁、山地の損害が甚しい。したがって、現在も恵那山系の山地崩壊が進んでいることから見ても、将来もこれらの山々から流下する中津川、四つ目川、落合川等の氾濫、洪水による被害が予想される。また、他の地域においても木曽山脈、飛騨山脈から流下する中小の谷や沢が、木曽川、付知川に流れ込み、土石流など様々な水害を誘発する自然的要因を備えている。

(2) 火災

市街地における火災の発生は家屋が密集し、木造家屋が多いため、市街地での火災は特に留意すべきである。中でも中津川駅周辺の市街地での火災延焼が懸念される。

(3) 風害

台風による被害は沿海地帯に比し軽微であるが、大型台風が伊勢湾から日本海へ抜けるコースをとるときには、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第2室戸台風時のように、相当規模の被害が全域にわたって発生することが予想される。

(4) 雪害

積雪は比較的少なく、神坂、川上、阿木、加子母の一部で交通に支障をきたすが、直接的な雪害の危険はほとんど見受けられない。

2 想定される地震

本市では、南海トラフ地震等の海溝型地震に加え、阿寺断層帯等の内陸（直下）型地震が発生した場合を想定し、計画を行うものとする。

ただし、南海トラフ地震のように連動型巨大地震や時間差をおいた複数発災など多様な発生態様があることから、地震の想定結果には柔軟な対応で臨むこととする。

(1) 南海トラフ巨大地震（海溝型地震）

南海トラフ巨大地震は、日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード(M)9級の巨大地震であり、東海地震、東南海地震、南海地震の巨大地震のうち、2つ以上の地震が同時に発生した連動型巨大地震のことである。

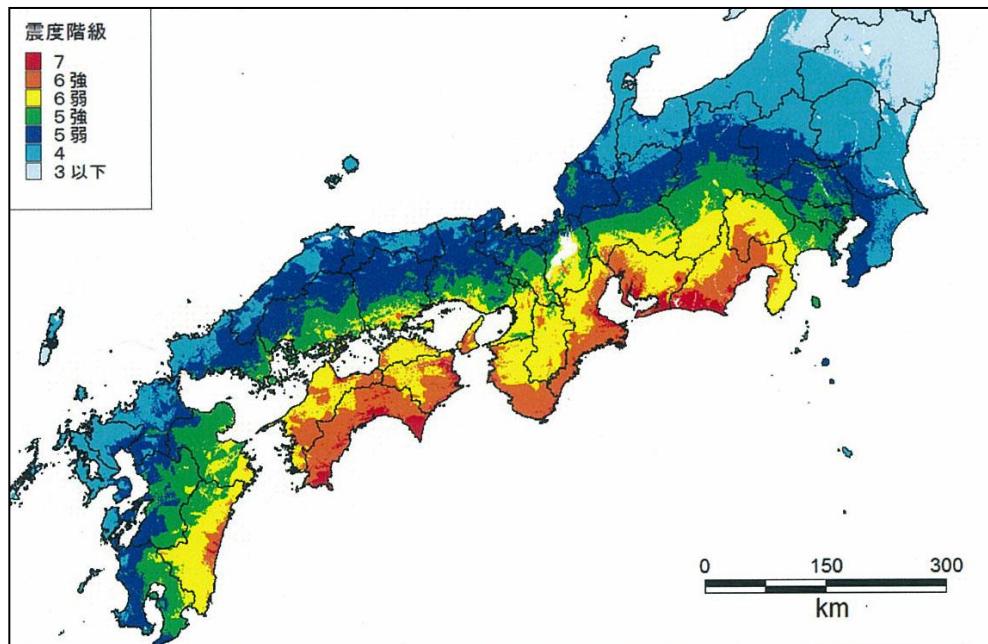
南海トラフは、静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000メートル級の海底の溝（トラフ）で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にあり、総延長は約770キロメートルとされる。南海トラフは活発で大規模な活断層であり、付近では過去にM8級の地震が100～200年ごとに繰り返し発生している。

国の「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月）によると、南海トラフ巨大地震は超広域にわたる強い揺れが発生し、これまで想定されて

きた地震の被害とは異なるものとされている。

地震発生 1 週間後に避難者が最大で 950 万人にのぼるとされていることから、各家庭で食料などの備蓄を 1 週間分以上確保するとともに、カセットコンロや簡易トイレ、携帯電話充電器などの物資の備えも求められる。また、多数の避難者が想定されるため、住宅の被災が軽微な被災者は、避難所へ行かず、在宅で留まるよう誘導する方策など、避難所に入る人の優先順位「避難所トリアージ」を検討する必要がある。

なお、南海トラフで起きる地震の確度の高い予測は難しいことから柔軟な対応を図るとともに、超広域の被害を想定して、備蓄や避難のあり方を十分に検討しておく必要がある。



南海トラフ巨大地震の震度の最大値の分布図

※「南海トラフ巨大地震対策（最終報告）」平成 25 年 5 月、中央防災会議・防災対策推進検討会議・南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ

「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」（岐阜県、平成 25 年 2 月）では、南海トラフ巨大地震が、内閣府の提示するモデルと同じ最大の震源域で、紀伊半島沖を震源（M9.0）とし、強震動生成域が基本のケースとして想定されている。

この結果によると、岐阜県全域が震度 5 強以上の揺れに見舞われ、県南部を中心に震度 6 弱が予想され、また地震動の継続時間が長いことから、液状化の対象となる緩い地盤のほとんどの範囲で液状化が発生する可能性があると予想されている。

中津川市については、表に示す被害が推定され、液状化の危険性は相対的に低いものの、建物被害、人的被害、避難者数、帰宅困難者数が相当数見込まれている。

南海トラフ巨大地震に対しては、こうした予想を踏まえ、事前防災として建物の耐震化や火災対策、ライフライン・インフラの確保対策、避難対策等を進めるとともに、被害が超広域にわたるケースや時間差をおいて複数発災するケースなど、多様な発生態様に対応できるよう努める必要がある。

震度		震度に対応する人口比 (%)							PL 値 (液状化指数)		PL 値に対応する面積比 (%)		
最小	最大	4	5弱	5強	6弱	6強	7	最小	最大	液状化の対象外	0~5 (可能性低い)	5~15 (可能性あり)	15~ (可能性高い)
5.32	5.76	0	0	5	95	0	0	0	26.88	97	0	0	3

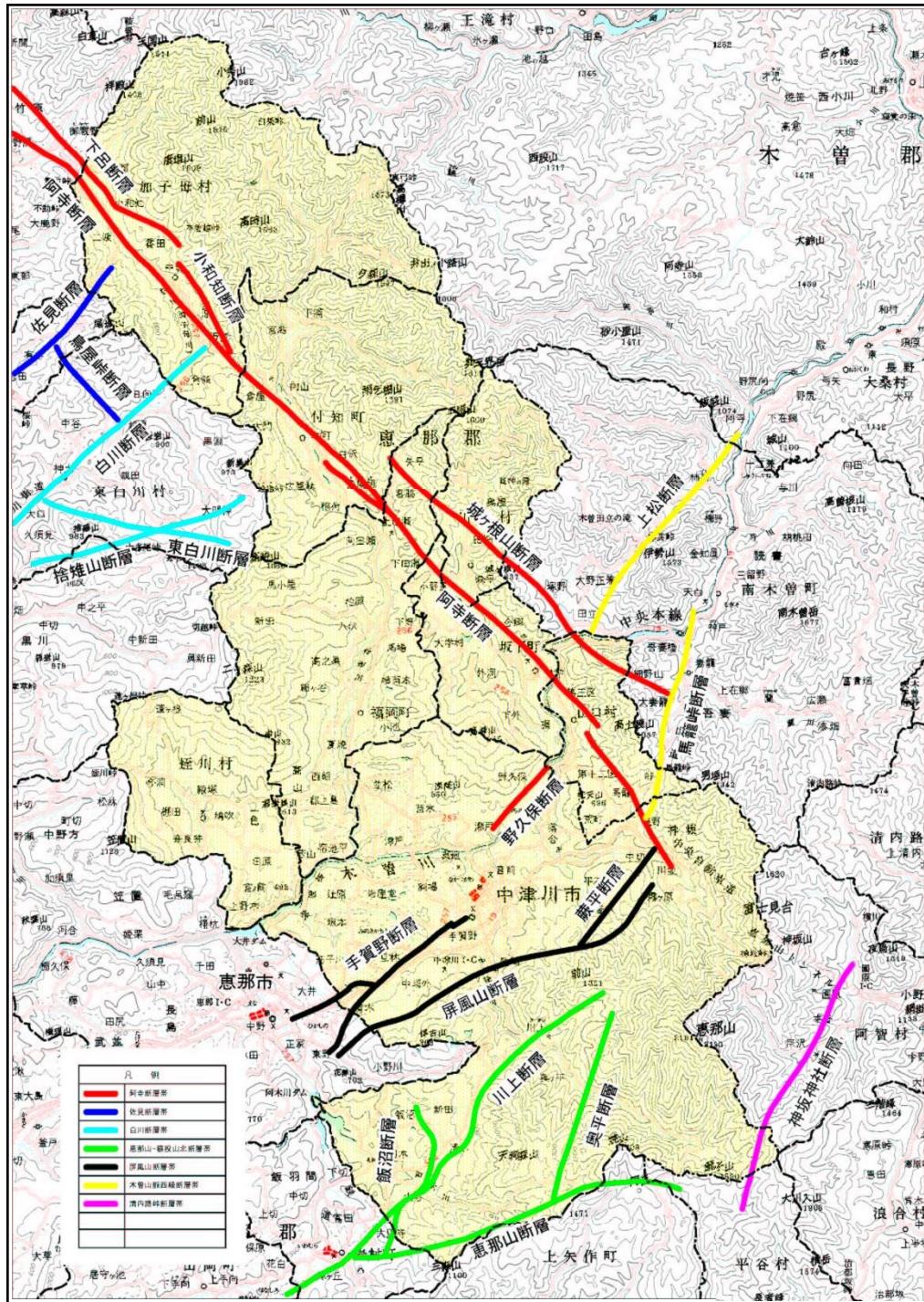
建物被害				人的被害									避難者 数 (建物被害及び焼 失)	帰宅 困難 者		
全壊 (棟)		半壊 (棟)		発災、午前 5 時			発災、午後 12 時			発災、午後 6 時						
揺れ	液状化	揺れ	液状化	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数				
240	80	3,172	127	15	621	25	6	411	31	9	388	23	2,531	566		

(2) 活断層と内陸型地震

ア 中津川市に影響を及ぼす活断層

活断層によって引き起こされる内陸（直下）型地震は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震の原因ともなったものであり、当市に影響を及ぼすとされる主要活断層の位置図と発生確率等について記述する。

[中津川市周辺の活断層]



イ 発生確率及び地震の規模（地震調査研究推進本部 2025.1.1）

断層名	マグニチュード	発生確率 (%)	
		30年	50年
屏風山断層帶	M6.8	0.2-0.7	0.4-1.0
赤河断層帶	M7.1	不明	不明
恵那山-猿投山北断層帶 ※中津川市から愛知県豊田市に及ぶ断層（約56km）	M7.7	ほぼ0-2.0	ほぼ0-3.0
木曽山脈西縁断層帶主部	M7.6	ほぼ0-4	ほぼ0-7
清内路峠断層帶	M7.4	不明	不明
阿寺断層帶北部（萩原断層）※ ¹ 阿寺断層帶南部 ※下呂市から中津川市に及ぶ断層（約70km）	M6.9 M7.8	6-11 ほぼ0	10-20 ほぼ0
佐見断層帶	M7.2	不明	不明
白川断層帶	M7.3	不明	不明
伊那谷断層帶主部	M8.0	ほぼ0	ほぼ0

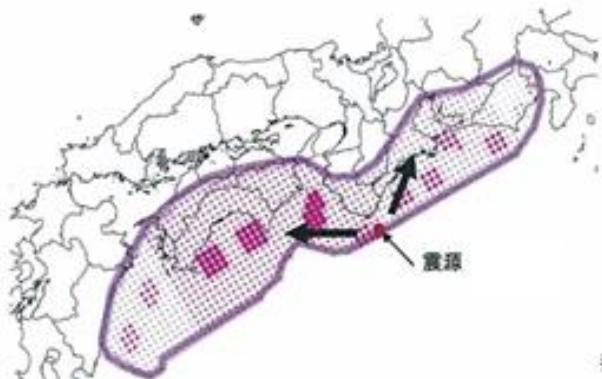
※阿寺断層帶北部の「地震後経過率」は1.2-1.9。なお、地震後経過率とは、最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値のこと。

3 地震被害の想定

（岐阜県東海・東南海・南海地震等被害想定調査、平成25年2月・平成31年2月）

中津川市における冬の午前5時の発災ケース

想定地震	震源	最大震度	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）	死亡者数（人）	負傷者数（人）	避難者数（人）	帰宅困難者数（人）
南海トラフ巨大地震	紀伊半島沖	6弱	320	3,299	15	621	2,531	566
養老-桑名-四日市断層帶	南端	5強	0	35	0	6	22	—
阿寺断層帶	北端	6強	6,775	12,744	426	3,396	16,407	—
	南端	6強	1,480	4,775	93	1,114	5,023	—
跡津川断層帶	北端	5強	2	153	0	28	102	—
高山・大原断層帶	北端	5強	1	104	0	19	69	—
	南端	5強	0	44	0	8	28	—
揖斐川-武儀川(濃尾)断層帶	北端	5強	1	277	0	49	174	—
長良川上流断層帶	北端	6弱	28	724	2	132	488	—
	南端	5強	0	29	0	5	18	—
屏風山・恵那山及び猿投山断層帶	南端	6強	10,587	13,508	666	4,199	21,429	—



海溝型地震（南海トラフの巨大地震）の断層の位置図



内陸直下型地震の断層の位置図

←
破壊の伝播方向

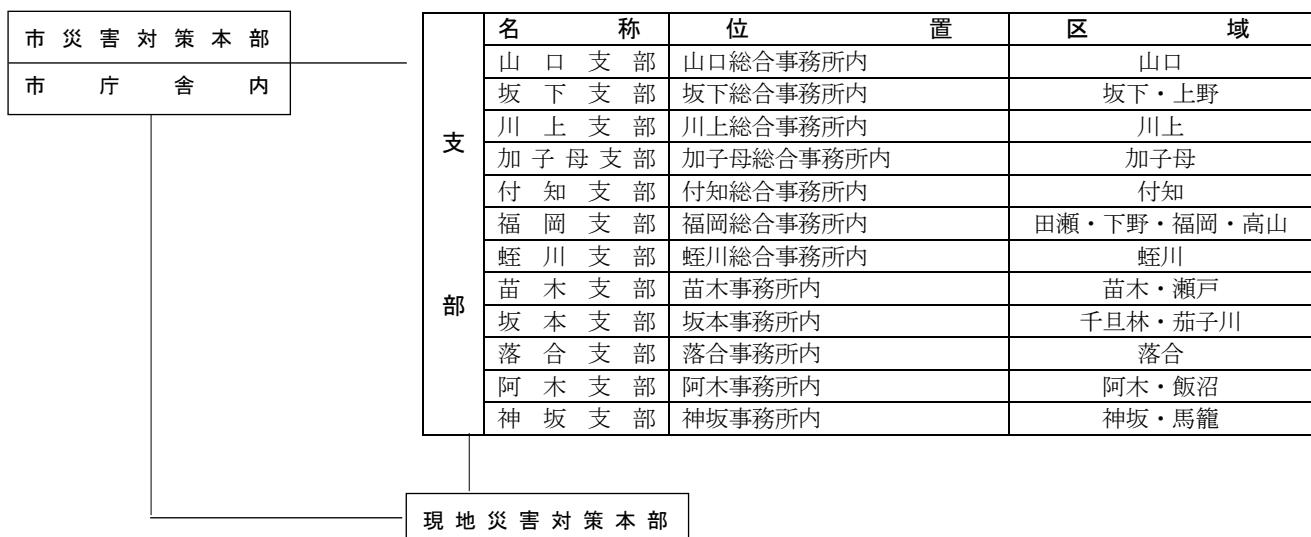
第5節 市災害対策本部の組織

災害対策基本法第23条の2に基づく市災害対策本部の組織は、中津川市災害対策本部に関する条例及び次に定めるところによるものとする。

なお、市本部の開設及び配置並びに職員の動員等その運用は、風水害等対策編第1章第1節第1項「市災害対策本部運用計画」、地震対策編第1章第1節「応急体制」によるものとする。

1 系統

市本部の組織系統は、おおむね次表のとおりとする。



2 編成

市本部、現地対策本部及び市地域支部の編成状況は、次のとおりである。



3 分担任務

各組織の分担任務等は、次によるものとする。

(1) 本部長

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部員及びその他の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合においては、今井副市長を第1順位、可知副市長を第2順位、総務部長を第3順位、総務部次長（危機管理担当）を第4順位とする。

(3) 総括本部員

総括本部員（総務部長）は、副本部長を補佐し、本部員を総括する。

(4) 本部の各部、各班

市本部に部及び班を設け、部に部長及び副部長を、班に班長をおく。

部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。

副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。部長及び副部長ともに事故があるときは、その属する部の主管班の長がその職務を代行する。

班長は、当該班の所属事項について、部長、副部長を補佐するとともに、上司の命を受けて応急対策の処理にあたる。

本部の各部及び各班別の分担任務は、別表のとおりである。

(5) 本部事務局

本部事務局の任務及び編成は、次のとおりとする。

ア 任務

本部事務局は、次の事項を処理する。

（ア）災害対策本部の運営

（イ）本部長の命令・指示等を各部へ伝達

（ウ）災害情報の収集・伝達

（エ）各部、各支部との連絡調整

（オ）軽易な応急対策の調整

（カ）職員の非常招集及び人員調整

（キ）国、県及び関係機関との連絡調整

（ク）市民への広報及び報道機関への災害情報の公表

イ 編成

局長	総務部：次長（危機管理担当）
局員	総務部：防災安全班、総務班、情報政策班、 市長公室：秘書広報班、人事班、政策班 市民部：地域づくり協働班

(6) 本部連絡室

本部連絡室の任務及び編成は、次のとおりとする。

ア 任務

本部連絡室は、次の事項を処理する。

(ア) 本部員、本部からの命令、指示事項等を部内へ伝達

(イ) 部内の被害状況等の災害情報を本部へ報告

イ 編成

各部から本部員が指名した者

(7) 支部

ア 総合事務所及び地域事務所ごとに支部を設け、支部長及び支部員を置く。

イ 支部長に総合事務所長及び事務所長を、支部員に総合事務所の各課長及び事務所職員をもってこれにあてる。

ウ 支部長は、支部の事務を総括し、支部員及びその他の職員を指揮監督する。

支部長に事故があるとき、又は欠けたときは、支部長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

エ 支部に、班を設け、班長を置く。

オ 班長は、当該班の所属事項について、上司の命を受けて応急対策の処理にあたる。

カ 支部の班別の分担任務は、別表のとおりである。

キ アからカに規定するほか、支部の組織について必要な事項は、支部長が別に定める。

(8) 本部・支部員会議

ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員を、支部員会議は、支部長、支部員をもって組織し、本部及び支部にかかる災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進にあたるものとする。

イ 本部・支部員会議は、必要に応じて、防災関係機関の長等の出席を求めることができる。

(9) 災害警戒本部・支部

ア 災害警戒本部設置基準

(ア) 土砂災害警戒情報が発表されることが予想されるとき

(イ) 河川のはん濫注意水位を超過したとき、又は河川の水防警報が発表されたとき

(ウ) 市内において震度5弱の地震が発生したとき

(エ) その他、市長が必要と判断したとき

イ 災害警戒本部の任務

(ア) 災害情報の収集・伝達に関する事

(イ) 職員の配備状況の把握に関する事

(ウ) 災害対策本部の設置に関する事

ウ 災害警戒本部の編成

警戒本部長を今井副市長、警戒副本部長を総務部長とし、原則として医療福祉部、市民部、建設部、農林部、環境水道部、消防本部の代表者及び総務部次長（危機管

理担当)で構成する。ただし、警戒本部長が必要と判断した場合は、追加することができる。

エ 災害警戒支部

支部の設置基準及び任務は本部の規定に準じる。また、支部の編成は支部長が別に定める。

(10) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、本部長又は支部長が災害の規模、程度等により必要があると認めるときに設置される。

ア 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び副本部長を置き、本部長又は支部長が指名する者をもってこれにあてる。

イ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

【別表】分担任務表

1 市本部各部・各班分担任務表

部 (部長・副部長)	班 (班長)	分担任務
総務部 (総務部長)	防災安全班 防災安全課 (防災安全課長)	1 防災会議、災害警戒本部及び災害対策本部に関すること。 2 県本部及び支部との連絡調整に関すること。 3 県、他市等への応援要請等に関すること。 4 災害対策全般、災害情報の収集、予報・警報の伝達に関すること。 5 被害状況の集計報告に関すること。 6 職員の動員及び各部各班連絡調整に関すること。 7 警察・消防機関との連絡調整に関すること。 8 自衛隊の派遣要請に関すること。 9 防災資機材の調達に関すること。 10 交通安全対策に関すること。 11 市民生活の安全・安定対策に関すること。 12 防災関係機関との連絡調整に関すること。 13 災害時における広報に関すること。（防災行政無線）
	総務班 総務管財課 (総務管財課長)	1 部内調整に関すること。 2 部内他班の応援に関すること。 3 市有財産（他班の管理するものを除く）の災害対策に関すること。 4 災害時に必要な事務物品の調達に関すること。 5 災害対策用車両の確保及び配車に関すること。 6 災害対策本部用非常電話及びファックスの設置管理に関すること。
	情報政策班 DX戦略課 (DX戦略課長)	1 情報システム及び行政内ネットワークの災害対策に関すること。
	財政班 財政課 (財政課長)	1 災害関連予算等、市財政に関すること。 2 部内他班の応援に関すること。
	会計班 会計課 (会計課長)	1 災害関係費の出納に関すること。 2 金融機関との連絡調整等に関すること。 3 義援金品に関すること。 4 備品の管理に関すること。
市長公室部 (市長公室長)	秘書広報班 秘書広報課 (秘書広報課長)	1 本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞及び視察に関すること。 3 災害に関する特命事項に関すること。 4 室内調整に関すること。 5 災害時における広報に関すること。（市ホームページ、市民安全情報ネットワーク、広報車等） 6 報道関係者との連絡調整及び被害状況等の公表に関すること。 7 災害状況の記録に関すること。

	人事班 人事課 (人事課長)	1 各部各班人員の把握及び調整に関する事。 2 職員の公務災害に関する事。 3 職員の健康管理及びメンタルヘルスに関する事。 4 被災職員の福利厚生に関する事。 5 技術員等の雇上の調整に関する事。 6 災害関連文書の受理、発送、保存に関する事。 7 災害対策本部の書記に関する事。
	政策班 政策課 (政策課長)	1 復旧復興に向けた府内体制に関する事。 2 資金計画に関する事。 3 部内調整に関する事。 4 部内他班の応援に関する事。
医療福祉部 (医療福祉部長)	福祉班 社会福祉課、高齢介護課、こども家庭課、地域包括支援センター、在宅介護支援センターかやの木、子育て支援センター、こども家庭センター（社会福祉課長、各施設の長）	1 避難所の運営管理及び災害援助・援護対策に関する事。 2 避難行動要支援者の支援及び安否確認に関する事。 3 り災者の把握に関する事。 4 り災證明の発行に関する事。 5 災害による遺体保護及び搬送に関する事。 6 被災世帯に対する生活福祉資金の貸付けに関する事。 7 社会福祉施設との連絡調整に関する事。 8 災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する事。 9 その他市民等の福祉に関する事。 10 社会福祉協議会、日本赤十字社との連絡調整に関する事。 11 部内調整に関する事。
	健康班 健康課、医療政策課、地域総合医療センター、国保直診診療所事務室（健康課長、各施設の長）	1 救護所の開設に関する事。 2 医療・衛生対策及び防疫対策に関する事。 3 医師会等との連絡調整及び医薬品等の調達確保に関する事。 4 健康相談等に関する事。 5 その他市民等の健康に関する事。
市民部 (市民部長)	市民保険班 市民保険課、中津川市火葬場、メモリアル施設整備課（市民保険課長）	1 被災者の確認及び市民の安否確認に関する事。 2 市民窓口による被害情報等の対応に関する事。 3 人権擁護に関する事。 4 避難住民の生活実態把握に関する事。 5 斎場及び墓地の運営管理に関する事。 6 国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料等の減免措置に関する事。 7 国民年金の保険料の減免措置に関する事。
	税務班 税務課 (税務課長)	1 災害情報の収集及び家屋等被害調査に関する事。 2 災害による市税減免措置に関する事。 3 部内他班の応援に関する事。
	地域づくり協働班 地域づくり協働課（地域づくり協働課長）	1 被害状況の集計に関する事。 2 支部等との連絡調整に関する事。 3 区長会・自主防災会との連絡調整に関する事。 4 災害時における住民相談に関する事。

農林部 (農林部長)	農林班 農政課、林政課、農林整備課、家畜診療所、畜産センター (農政課長)	1 主要食料の調達及び避難所における炊き出し等に関すること。 2 自主防災組織と連携した飲食物の確保及び配布に関すること。 3 農林畜産関係施設の被害状況把握及び災害対策に関すること。 4 災害融資に関すること。 5 農林関係施設の管理運営に関すること。 6 溜池の保全に関すること。
商工観光部 (商工観光部長)	商工観光班 商業課、工業課、観光課、ひと・まちテラス (商業課長)	1 観光客の安否確認、災害情報の提供及び帰宅支援に関すること。 2 災害時における物資（主要食料は除く）の確保に関すること。 3 商工会議所及び各種商工観光団体との連絡調整に関すること。 4 商工業及び観光施設の被災状況の把握及び災害対策に関すること。 5 被災中小企業等に対する金融措置に関すること。 6 にぎわいプラザの開設及びJR滞留客の受け入れ等に関すること。
文化スポーツ部 (文化スポーツ部長)	文化スポーツ班 生涯学習スポーツ課、文化課、各公民館、各図書館、少年センター、市史編さん室、各文化施設 (生涯学習スポーツ課長、各施設の長)	1 社会教育文化施設及び体育施設の避難所開設運営管理に関すること。 2 社会教育文化施設及びスポーツ施設の被災状況の把握及び管理運営に関すること。 3 文化財の保護及び災害対策に関すること。 4 施設等の応急修理及び管理運営に関すること。
リニア都市政策部 (リニア都市政策部長)	リニア都市整備班 都市計画課、リニア対策課、リニア推進坂本事務所、駅周辺企画課、区画整理課 (リニア対策課長)	1 緊急物資の輸送に関すること。 2 建設部の応援に関すること。 3 部内調整に関すること。 4 公共交通機関等に関すること。
建設部 (建設部長)	建設班（主管班） 建設課、建築住宅課 (建設課長)	1 道路河川の被害状況の把握及び災害対策に関すること。 2 危険箇所における災害対策に関すること。 3 応急復旧資機材の確保に関すること。 4 建設協会及び建設業者との連絡調整及び依頼に関すること。 5 部内調整に関すること。 6 市営住宅の被害状況の把握及び災害対策に関すること。 7 り災者の応急住宅対策に関すること。 8 災害時における被災建築物・宅地の応急危険度判定に関すること。 9 建築業者等との連絡調整及び依頼に関すること。
	用地管理班 用地課、管理課 (管理課長)	1 水防に関すること。 2 道路・河川の被害状況の把握及び管理に関すること。 3 都市計画施設及び公園施設の災害対策に関すること。 4 避難場所（公園施設）の管理に関すること。 5 開発関連施設の災害に関する関係機関への連絡に関すること。 6 緊急輸送路の確保に関すること。 7 部内他班の応援に関すること。
環境水道部 (環境水道部長)	環境班 環境課、環境センター、汚泥処理センター (環境課長・各施設の長)	1 屋外仮設便所の設置に関すること。 2 公害発生対策に関すること。 3 避難施設及び被災地等の清掃並びにごみ・し尿の収集・運搬処理（災害廃棄物）に関すること。 4 部内調整に関すること。

	水道班、下水道班、水道経営班 水道課、下水道課、水道経営課、浄化管理センター (水道課長・下水道課長・水道経営課長)	1 飲料水の確保及び供給に関すること。 2 上下水道施設の災害対策に関すること。 3 マンホールトイレの設置に関すること。 4 上下水道事業の災害関連予算等、経営に関すること。
病院部 (病院局長)	病院班 病院総務課、医事課、坂下診療所、坂下老人保健施設 (病院総務課長)	1 けり災者に対する医療活動及び助産活動等に関すること。 2 市民病院等の災害対策に関すること。 3 医療器具及び医薬品等の確保に関すること。
消防本部 (消防長)	消防班 消防本部、各消防署 (各消防署長)	1 救急救助活動及び消防活動・水防活動に関すること。 2 消防団との連絡及び団員の動員に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 消防関係施設の災害対策に関すること。 5 消防相互応援協定による応援要請に関すること。 6 緊急消防援助隊の要請及び受け入れに関すること。 7 危険物の取り扱い指導及び対処等に関すること。 8 災害に関する情報収集及び被害調査報告に関すること。 9 消防関係機関との連携・調整（防災ヘリコプター等）に関すること。
教育部 (教育委員会事務局長)	教育班 教育総務課、施設整備課、学校教育課、幼児教育課、各給食調理場、阿木高校、教育研修所、各幼稚園、各保育園、各こども園、各発達支援センター (教育総務課長、各施設等の長)	1 避難所（教育施設）の開設運営管理に関すること。 2 被災児童、生徒の把握及び対応に関すること。 3 在園時、在校時の児童、生徒等の避難安全確保及び安否確認等の対応に関すること。 4 教育関係施設等の被害状況の把握及び災害対策に関すること。 5 災害時における教育の確保に関すること。 6 学校給食施設の災害対策に関すること。 7 学校給食の確保に関すること。 8 災害時における炊き出しに関すること。
議会部 (議会事務局長)	議会班 議会事務局 (議会事務局長)	1 市議会議員との連絡調整に関すること。 2 市議会議員からの情報収集に関すること。 3 災害見舞及び被災地の視察・激励に関すること。 4 市民要望の把握に関すること。

2 市支部各班分担任務表

山口支部 坂下支部 川上支部 加子母支部 付知支部 福岡支部 蛭川支部 (各 総合 事務 所長)	支部運営班	1 災害警戒支部及び災害対策支部の開設運営に関すること 2 災害対策本部及び各班との連絡調整に関すること 3 各班人員の把握及び調整に関すること 4 災害対策用車両の確保及び配車に関すること
	情報収集班	1 災害情報の収集及び報告に関すること
	自主防災連絡班	1 自主防災会等との連絡調整に関すること
	避難所対応班	1 管内避難所の開設運営管理に関すること 2 主要食料等の調達に関すること 3 避難所における炊き出しに関すること
	避難誘導班	1 避難誘導に関すること
	被害状況収集班 (農林整備課)	1 公共施設の被害状況の把握に関すること
	応急復旧班 (農林整備課)	1 災害対策に関すること

中津支部 苗木支部 坂本支部 落合支部 阿木支部 神坂支部 (各地域事務所長)	支部運営班	1 災害警戒支部及び災害対策支部の開設運営に関すること 2 災害対策本部及び各班との連絡調整に関すること 3 各班人員の把握及び調整に関すること 4 災害対策用車両の確保及び配車に関すること
	情報収集班	1 災害情報の収集及び報告に関すること
	自主防災連絡班	1 自主防災会等との連絡調整に関すること
	避難所対応班	1 事務所に併設する避難所の開設運営管理
	避難誘導班	1 避難誘導に関すること

※課による組織区分のない支部は、すべての任務を行う。

ア 次に掲げる部署は、右に掲げる班にそれぞれ属するものとし、所属班の分担任務を行うものとする。なお、特記事項欄に記載のある部署は、所属班の分担任務によらず、特記事項欄に記載する任務を行うものとする。

部 署	所 属 班 名	特 記 事 項
監査委員事務局	総務班	
農業委員会事務局	農林班	
社会福祉協議会	福祉班	災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること
中津川・恵那広域行政推進協議会	地域づくり協働班	
東濃農業共済事務組合	農林班	

イ 各班は、本部長の命令により必要に応じて他班の行う事項について、応援を行うものとする。

ウ 分担の明確でない対策は、本部長（軽易な事項については、本部職員）の指定する班において担当する。

エ 中津川市行政組織規則第48条に規定する職員は、それぞれの勤務場所に参集し、属する班長の指示に従うものとする。

オ 災害対策本部を開設しない場合及び災害対策本部を開設するに至らない程度の災害が発生し、又は発生する恐れのあるときの災害対策は、各班長の属する班等がそれぞれ分担するものとする。